

7．意見書

7．1 意見書

意見書の作成方法です。 < 商標法施行規則様式第 11 の 3 >

(オンライン手続の場合の意見書の様式)

【書類名】 意見書
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【商標登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
(【発送番号】)
【意見の内容】
ここに拒絶理由通知についての意見の内容を記録します。
【証拠方法】
【提出物件の目録】

説明 1 記録項目の概要

意見書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記 録 項 目	概 要
【提出日】	・「平成○年○月○日」のように提出する日付をなるべく記録してください。
【事件の表示】 【出願番号】 (【申請番号】)	・【出願番号】には「商願○○○○ - ○○○○○○」のように拒絶理由通知について意見を述べる出願の出願番号を記録してください。 ・書換登録申請に係る拒絶理由通知について意見を述べるときは、【出願番号】を【申請番号】とし、「書換○○○○ - ○○○○○○」のように意見の述べる書換登録申請の申請番号を記録してください。

記 録 項 目	概 要
【商標登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・書換登録申請に係る拒絶理由通知について意見を述べるときは、【商標登録出願人】を【書換登録申請者】とし、書換登録申請の「申請者」を記録してください。 ・識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記録してください。ただし、出願人又は申請者本人がオンライン手続をするときは、手続者の同一性の確認のため、識別番号の記録は必須となります。 ・識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人又は申請者が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人又は申請者が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記録すれば足ります。 なお、出願人又は申請者を2人以上記録するときは、【商標登録出願人】又は【書換登録申請者】の欄を繰り返し設けて記録してください。この場合であっても代理人がないときは、オンライン手続を実行した者以外の者は、意見書を提出した日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」（『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照）により行わなければなりません。 ・代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人又は申請者が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士の場合は、【弁護士】と記録してください。 ・代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 ・代理人が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記録すれば足ります。 なお、代理人を2人以上記録するときは、【代理人】の欄を繰り返し設けて記録してください。この場合、オンライン手続を実行した代理人以外の代理人は、意見書を提出した日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」（『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照）により行わなければなりません。 ・【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【発送番号】	・意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録（記載）されている数字6桁からなる発送番号を記録してください。

記 録 項 目	概 要												
【意見の内容】	・【意見の内容】の欄は次の要領で記録してください。 a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記録してください。 b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記録してください。 c) 本欄には意見を補足するための商標（引例商標等）等のイメージデータを記録することができます。この場合、イメージタグと同じ行には、他のイメージタグや文字を入力することはできません。 ーイメージデータは横 1 5 4 mm、縦 2 4 6 mmを超えないようにしてください。 イメージファイルの形式及び解像度は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保存型式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B M P（ビットマップ）型式</td><td>モノクロ 2 値</td><td>4 0 0 dpi</td></tr> <tr> <td>G I F（ジフ）型式</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>J P E G（ジェイペグ）型式</td><td>フルカラー</td><td>2 0 0 dpi</td></tr> </tbody> </table>	保存型式	カラー	解像度	B M P（ビットマップ）型式	モノクロ 2 値	4 0 0 dpi	G I F（ジフ）型式			J P E G（ジェイペグ）型式	フルカラー	2 0 0 dpi
保存型式	カラー	解像度											
B M P（ビットマップ）型式	モノクロ 2 値	4 0 0 dpi											
G I F（ジフ）型式													
J P E G（ジェイペグ）型式	フルカラー	2 0 0 dpi											
（【証拠方法】）	・【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記録することができます。												
【提出物件の目録】 【物件名】	・【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件であって、イメージデータとして提出するときは、次のように記録します。なお、イメージデータとして提出するには不適当な物件は「手続補足書」（『6 . 3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）により提出してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 1 【添付物件】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 【内容】 イメージデータ ・ 2 以上の物件を提出するときは、次のように記録します。 【提出物件の目録】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 1 【物件名】 ○○○辞典写し 1 【添付物件】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 【内容】 イメージデータ 【物件名】 ○○○辞典写し 【内容】 イメージデータ ーイメージデータは横 1 5 4 mm、縦 2 4 6 mmを超えないようにしてください。また、イメージファイルの形式及び解像度については以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保存型式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B M P（ビットマップ）型式</td><td>モノクロ 2 値</td><td>2 0 0 dpi</td></tr> <tr> <td>G I F（ジフ）型式</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>J P E G（ジェイペグ）型式</td><td>フルカラー</td><td>2 0 0 dpi</td></tr> </tbody> </table>	保存型式	カラー	解像度	B M P（ビットマップ）型式	モノクロ 2 値	2 0 0 dpi	G I F（ジフ）型式			J P E G（ジェイペグ）型式	フルカラー	2 0 0 dpi
保存型式	カラー	解像度											
B M P（ビットマップ）型式	モノクロ 2 値	2 0 0 dpi											
G I F（ジフ）型式													
J P E G（ジェイペグ）型式	フルカラー	2 0 0 dpi											

説明 2 記録項目及び記録内容の注意点

意見書作成上の注意点は、『1.1 商標登録出願』の「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

7.2 書面で意見書を提出する場合の注意事項

(書面手続の場合の意見書の様式)

【書類名】	意見書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【商標登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	印 又は 識別ラベル
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	印 又は 識別ラベル
(【電話番号】)	
(【発送番号】)	
【意見の内容】	
ここに意見の内容を記載します。	
【証拠方法】)	
【提出物件の目録】	

説明 1 記載項目の概要

意見書に記載すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記 載 項 目	概 要
【提出日】	・「平成○年○月○日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【事件の表示】 【出願番号】 (【申請番号】)	・【出願番号】の欄には「商願○○○○-○○○○○○」のように拒絶理由通知について意見を述べる出願の出願番号を記載してください。 ・書換登録申請に係る拒絶理由通知について意見を述べるときは、【出願番号】を【申請番号】とし、「書換○○○○-○○○○○○」のように意見の述べる申請の申請番号を記載してください。

記 載 項 目	概 要
【商標登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	・書換登録申請に係る拒絶理由通知について意見を述べるときは、【商標登録出願人】を【書換登録申請者】とし、書換登録申請の「申請者」を記載してください。 ・識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記載してください。 ・識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・出願人又は申請者が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 ・出願人又は申請者が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記載すれば足ります。 なお、出願人又は申請者を2人以上記載するときは、【商標登録出願人】又は【書換登録申請者】の欄を繰り返し設けて記載してください。 ・代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄(出願人又は申請者が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
【代理人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	・識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記載してください。 ・識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士の場合は、【弁護士】と記載してください。 ・代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。 ・代理人が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記載すれば足ります。 なお、代理人を2人以上記載するときは、【代理人】の欄を繰り返し設けて記載してください。 ・【氏名又は名称】の欄(代理人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
【発送番号】	・意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録(記載)されている数字6桁からなる発送番号を記載してください。
【意見の内容】	・【意見の内容】は次の要領で記載してください。 a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。 b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。
(【証拠方法】)	・【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。

記 載 項 目	概 要
【提出物件の目録】 【物件名】	・【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときは、次のように記載します。 【提出物件の目録】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 1 ・2以上の物件を提出するときは、次のように記載します。 【提出物件の目録】 【物件名】 商標登録第○○○号商標公報写し 1 【物件名】 ○○○辞典写し 1

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

意見書作成上の注意点は、『1.7 商標登録出願』の「説明2 記載項目及び記載内容の注意点」と同様です。